

発行 法律事務所たいとう 2024年1月11日

法律事務所たいとう 10周年のご挨拶

法律事務所たいとうは、今年10周年を迎えます。当初、弁護士3人での船出でしたが、昨年末に植田千穂弁護士を迎えて、今では6人となりました。

この10年間、それぞれの弁護士が自分の強み・持ち味を生かし、高齢者・障がい者・子ども・学校教育・消費者被害等々、多様なフィールドで活躍してきました。業務内容も、個別事件の取り組みのほか、いじめ等の重大事態発生時の第三者委員会、社外役員・外部理事等、多様化しています。また、新型コロナウィルス感染症拡大という試練を好機に変えて、所員の柔軟な働き方を可能とする体制強化も進めてきました。

そうした中でも、「あなたの毎日 安心・自信・自由」という創設理念は、常に変わることなく大切に守ってきました。



弁護士 清水 洋
弁護士 佐藤 香代
弁護士 生駒 真菜
弁護士 吉川 由里
弁護士 上柳 和貴
弁護士 植田 千穂

法律事務所 たいとう ニュースレター vol.19

CONTENTS

- > 法律事務所たいとう 10周年のご挨拶
- > はじめまして、植田です
- > 押さえておきたい法改正
令和6年4月1日から始まる新ルールを紹介します
- > 法律事務所たいとう10周年記念連続企画
第1弾「連携」を考える、
対人援助職のお悩み相談会
- > プラスおびにおん
- > たいとう弁護士だより

今号の表紙絵の作者

絵画が大好き、お母さん大好き

法律相談のご案内

法律相談料 初回 60分 5,500円(税込)
その後、30分延長につき、3,300円(税込)

*まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。

*夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。

*法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)

FAX 03-5829-4653

平日 午前9:30~午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com

HP http://www.lo-taito.com

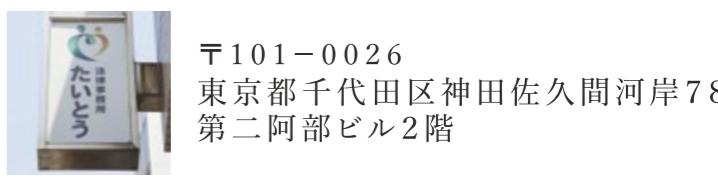
*HPからもご相談の予約を受け付けております。

*ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではございますが、お電話にてご連絡ください。

アクセス



*JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意下さい。



- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より…徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より…徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草駅」より…徒歩10分



はじめまして、植田です

うえだちほ

弁護士 植田 千穂



はじめまして。2023年12月より法律事務所たいとうに入所いたしました、弁護士の植田千穂(うえだちほ)と申します。

私は、家族に発達障がいをもつ者がいたことから、孤立に追い込まれがちな人たちに手を差し伸べるような仕事がしたいとかねてから思っており、こちらの事務所に飛び込みました。

入所してまだわずかですが、先輩弁護士と交流を深める中で、事務所の「安心・自信・自由」という理念には、ただそれぞのキーワードが重要ということのではなく、人の在り方としては安心を確保し、自信を取り戻してから、自由に考え行動できるようになるというプロセスへの深い洞察が込められていることを強く感じています。

「安心・自信・自由」を得るには、表面に現れた法律問題だけでなく、ご当事者の気持ちや人格、生活を成り立たせているものにまで思いを馳せる必要があると思います。私も、法律家としての専門技術や知識を磨くことに加え、これまでの家族との関係や学生時代の経験、本や映画の世界など、色々な資源から他者の状況を理解できるように見分を広めていきたいです。特に、学生時代に行った放課後等デイサービスでのアルバイトは、言葉というツールが使えなくとも、諦めずに伝えたり読み取ったりすることを学んだ得難い経験となりました。未熟者ではございますが、触れるものすべてを糧にして、ご当事者にとってよりよい選択を考えられるような弁護士になるべく邁進いたします。

押さえたい法改正



令和6年4月1日から始まる新ルールを紹介します

[1] 嫁出推定等の見直し

嫁出推定とは?

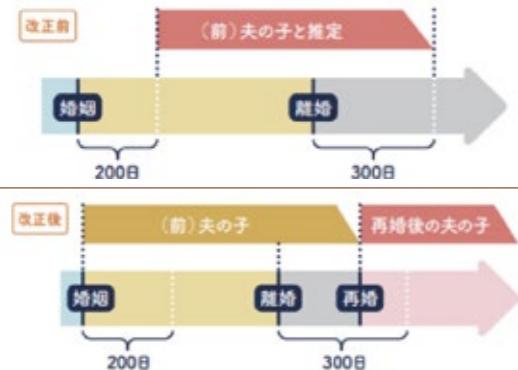
妻が「婚姻中に」懐胎した子を「夫の子」と推定し、早期に父親を確定し子の利益を図るための制度。

主な改正のポイント

①嫁出推定ルール見直し

【改正の理由】無戸籍者（戸籍なき子）問題の解消のため。
【改正前】婚姻後200日以内に生まれた子は嫁出推定されず、離婚後300日以内に生まれた子は、妻が再婚していたとしても前夫の子と推定される。

【改正後】婚姻後に生まれた子：夫の子と推定。
再婚後に生まれた子：再婚後の夫の子と推定。



- ②嫁出否認の訴え（嫁出推定された父子関係を否定する手続き）の見直し
権利者：父のみから、子・母も対象者へ。
出訴期間：1年間から3年間へ伸長。
- ③再婚禁止期間廃止
女性のみ存在していた、離婚後100日間の再婚禁止期間が廃止。

[2] 相続登記申請の義務化

なぜ、相続登記申請が義務化?

所有者不明土地問題に対する対策等のため。
(相続登記をしないまま、相続が繰り替えされると、不動産の共有者がネズミ算式に増加し、所有者の探索には膨大な時間・費用がかかる。その結果生じる、公共事業や土地取引等の土地の利活用阻害を防止するため。)

相続登記申請の義務化の主なポイント

- ①不動産を相続により取得したことを知った日から3年内に相続登記申請をすることを義務化
(令和6年4月1日より前に相続した不動産も申請義務発生。)
- ②相続人申告登記：期限内の登記ができない場合等に、相続人が申請義務を簡易に履行できる制度の創設。

[3] 最後に

各制度の内容や、各制度に関連してご不安なことがありますら、弁護士までご相談ください。

出典1：法務省HP(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html)
『リーフレット(嫁出推定制度の見直しに関するもの)』

出典2：法務省HP(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00499.html)
『令和3年民法・不動産登記法改正・相続土地国庫帰属法のポイント』

お対「連
悩人携
み援を
相助考
談職え
る、
会の

10周年記念連続企画
第1弾

前号にてご案内しました「『連携』お悩み相談会」を、昨年11月に開催しました。児童福祉司さん、子どもシェルター職員さんをゲストスピーカーにお迎えし、児童福祉分野から障がい者・困難者・女性支援といった福祉職の方々、所外の弁護士にもご参加いただきました。

参加者の皆様からは「他機関との関係で、こんなことで困った」という、まさに「お悩み」が語られ、あっという間の2時間でした。

子どもの支援と大人の支援、民間と行政、自治体と自治体など、いろいろな機関が隣同士で関わっていることを改めて実感するとともに、各機関でご当事者のために四苦八苦している対人援助職の方々がいるということに勇気づけられました。

連携のコツとして語られた「相手の立場に立って考える」「自分の考えを当然の前提とせずに、丁寧に話をする」ことは、対人援助職同士に限らず、人と人との関係には重要だと感じました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

10周年連続企画は今年も続きます。事務所HP等でご案内しますので、ぜひご参加ください!

うまい
十
おびにおん
米軍追随の
安保政策を考える

昨年12月、仙台高裁が、安保法制違憲訴訟について初めて憲法判断に踏み込み、「憲法9条に違反しない」との判決をした。11月には米空軍のオスプレイが屋久島沖に墜落した。日米地位協定の不平等条項により、米軍の事故に関し、日本側で回収した機体の残骸は米軍に引き渡される。墜落の原因究明を独自にはできない。防衛省は「安全確認後の飛行」を求めたというが、米軍は「飛行停止の正式要請はない」とし、「徹底した整備と安全点検を経て運用している」との声明のもと、事故後も、別型機が普天間、嘉手納、横田基地での離着陸を継続する。那覇市議会など各自治体からの飛行停止要請も、事実上無視された現状にある。日米同盟を強化した安全保障関連文書の策定が、日本政府の弱腰姿勢を生んでいる。オスプレイの米軍基地への国内配備には反対の声が多くたが、今国内に配備された44機（内、自衛隊14機）が全国を飛行する。住民の生命・生活等の危険より優先する安全保障政策のあり方について検証が必要である。

所属弁護士がお届けする

たい弁護士だより



設立10年に想う

弁護士 清水洋

事務所では4人目の女性弁護士を新たに迎え、総勢6人体制となった。権利と裁量による恩恵という狭間の「福祉」の問題に関し、事務所がめざす「人権としての福祉の実現」というテーマを共通の志として集まつた。皆、優れた感性と献身性、行動力を併せ持つている。設立から10年を経て、確実にその方向性が明確になってきて、かつ法律事務所としての総合力も備わってきた。男女の構成割合のバランスを気にして、若い男弁護士にエール送るのは、昭和の団塊世代の杞憂からか。10周年記念事業の機会に、外からの声に耳を傾けたい。

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人?

普段はなかなか見られない個性が
チラリと垣間見えるコーナーです。



台東区法曹会をご存じですか?

弁護士 佐藤 香代

2023年11月から、台東区法曹会の幹事長に就任しました。台東区法曹会は、区内に事務所や住所があるなど台東区にゆかりのある弁護士たちの任意団体で、区役所での法律相談を手がけたり、災害時にさまざまな士業が協力して市民の相談にワンストップで対応できるよう、共同で相談会や勉強会を開催しています。このような重責を担う日が来るとは夢にも思っていませんでしたが、引き受けた以上は、仲間のバックアップを頼りに楽しみとやりがいを見つけながら、地元の皆さんに良い活動を提供できるよう頑張ります。



福祉と司法の連携

弁護士 生駒 真菜

東京都内の各自治体で、ご高齢の方やしがいがある方について、権利擁護の方針や成年後見制度の利用を検討する会議や、虐待防止のための対応方針を検討する会議に出席しています。会議に出席するたびに、複数の支援者が懸命にご本人を支えていること、その支援を後押しするために法的助言が必要であることを、実感します。私も、支援者の方々から、福祉的な視点からの事実把握や支援のあり方など、勉強させていただくことがあります。福祉と司法が補い合って連携していく関係作りの一助になればと思います。

10.20...

弁護士 吉川由里



研究会を開催しました

弁護士 上柳 和貴

私の所属している台東区法曹会にて、定期的に研究会が開かれることになり、私は、事務局長を担当することになりました。研究会では、昨年7月に、公証人の先生をお招きして、信託制度の実務上の注意点について、昨年10月に、土地家屋調査士の先生をお招きして、測量の実務に関して、それぞれ講演をしていただきました。

自分の知識を改めて見直したり、新たな知見を取り入れて実際の業務に生かすことができる大変貴重な機会となりました。